

正誤表

『【第2版】詳解グローバル・ミニマム課税の実務』（令和8年8月31日刊行）の記述に誤りがありましたので、お詫
びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

頁	誤	正												
47 頁 《7.5 億ユーロ相当額の円換算〔3月決算〕》の表中の「会計年度」の行	<table><tr><td><u>2021</u> 年 3 月</td><td><u>2022</u> 年 3 月</td><td><u>2023</u> 年 3 月</td></tr><tr><td><u>2024</u> 年 3 月</td><td><u>2025</u> 年 3 月</td><td><u>2026</u> 年 3 月</td></tr></table>	<u>2021</u> 年 3 月	<u>2022</u> 年 3 月	<u>2023</u> 年 3 月	<u>2024</u> 年 3 月	<u>2025</u> 年 3 月	<u>2026</u> 年 3 月	<table><tr><td><u>2022</u> 年 3 月</td><td><u>2023</u> 年 3 月</td><td><u>2024</u> 年 3 月</td></tr><tr><td><u>2025</u> 年 3 月</td><td><u>2026</u> 年 3 月</td><td><u>2027</u> 年 3 月</td></tr></table>	<u>2022</u> 年 3 月	<u>2023</u> 年 3 月	<u>2024</u> 年 3 月	<u>2025</u> 年 3 月	<u>2026</u> 年 3 月	<u>2027</u> 年 3 月
<u>2021</u> 年 3 月	<u>2022</u> 年 3 月	<u>2023</u> 年 3 月												
<u>2024</u> 年 3 月	<u>2025</u> 年 3 月	<u>2026</u> 年 3 月												
<u>2022</u> 年 3 月	<u>2023</u> 年 3 月	<u>2024</u> 年 3 月												
<u>2025</u> 年 3 月	<u>2026</u> 年 3 月	<u>2027</u> 年 3 月												
198 頁 図表 20－4 の表中「リースの種類」の行	<table><tr><td>特定帳簿<u>株</u>価</td><td>貸手の特定資産の額への計上可否</td><td><u>貸手</u>の特定資産の額への計上可否</td></tr></table>	特定帳簿 <u>株</u> 価	貸手の特定資産の額への計上可否	<u>貸手</u> の特定資産の額への計上可否	<table><tr><td>特定帳簿<u>価</u>額</td><td>貸手の特定資産の額への計上可否</td><td><u>借手</u>の特定資産の額への計上可否</td></tr></table>	特定帳簿 <u>価</u> 額	貸手の特定資産の額への計上可否	<u>借手</u> の特定資産の額への計上可否						
特定帳簿 <u>株</u> 価	貸手の特定資産の額への計上可否	<u>貸手</u> の特定資産の額への計上可否												
特定帳簿 <u>価</u> 額	貸手の特定資産の額への計上可否	<u>借手</u> の特定資産の額への計上可否												
198 頁 図表 20－4 の表中「ファイナンス・リース」の「資産の所在地」	<table><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>貸手</u>の所在地国</td></tr><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>貸手</u>の所在地国</td></tr></table>	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>貸手</u> の所在地国	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>貸手</u> の所在地国	<table><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>借手</u>の所在地国</td></tr><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>借手</u>の所在地国</td></tr></table>	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>借手</u> の所在地国	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>借手</u> の所在地国
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>貸手</u> の所在地国														
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>貸手</u> の所在地国														
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>借手</u> の所在地国														
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>借手</u> の所在地国														
198 頁 図表 20－4 の表中「オペレーティング・リース」の「資産の所在地」	<table><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>貸手</u>の所在地国</td></tr><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>貸手</u>の所在地国</td></tr></table>	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>貸手</u> の所在地国	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>貸手</u> の所在地国	<table><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>借手</u>の所在地国</td></tr><tr><td>貸手・借手の所在地国</td></tr><tr><td>貸手の所在地国</td></tr><tr><td><u>借手</u>の所在地国</td></tr></table>	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>借手</u> の所在地国	貸手・借手の所在地国	貸手の所在地国	<u>借手</u> の所在地国
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>貸手</u> の所在地国														
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>貸手</u> の所在地国														
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>借手</u> の所在地国														
貸手・借手の所在地国														
貸手の所在地国														
<u>借手</u> の所在地国														

257 頁 図表 29 の下 段の「UTPR 納税義務者 （内国法人・ 外国法人）ご とに算出」の 左から 2 番目 の四角囲み	X 社 【国際最低 課税残余額】 (法法 82 の 11①) <u>X</u> 社 【国際最低 課税残余額】 (法法 82 の 11①)	X 社 【国際最低 課税残余額】 (法法 82 の 11①) <u>Y</u> 社 【国際最低 課税残余額】 (法法 82 の 11①)
--	--	--

（アンダーラインの付いているところが訂正箇所です）

（令和 8 年 9 月 28 日現在）